

## 処分基準

平成18年11月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第75条の2第2項
処 分 概 要：車両の使用制限命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法令の定め： 道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問い合わせ先：青森県警察本部交通部交通指導課指導取締係 (017-723-4211)
備 考：